

第 3 章 事業特性

第3章 事業特性

大月バイオマス発電株式会社が行う事業は、剪定枝、間伐材などを加工した生木屑チップ（PKSは非常時の予備的な燃料として使用する）を利用したバイオマス発電所（木質専焼発電所）の運営である。

木材チップ等を利用したバイオマス発電事業（木質専焼発電事業）とは、これまで廃棄物として中間、若しくは最終処分を余儀なくされてきた廃材などの木材由来の再利用可能資源（木質バイオマス）を、破砕加工やスクリーン分別などの適正処理を施すことによって「一定品質を保った発電燃料に再生」させ、これを「有価で燃料として買い上げて」再利用していく、新しいタイプの発電事業である。

重油や天然ガスなどの化石燃料を使用する従来の火力発電所に比べ、原料である燃料に不用となった木材チップ等を再利用するため、燃料原価が極めて安く、価格競争力の高い発電事業を行うことができる。また、同燃料は太陽エネルギーにより再生産される木材燃料（光合成で生育する植物由来燃料）であるため、計画的な森林栽培等を行うことによって無尽蔵な燃料供給が可能になる。

したがって、本施設の稼働により林業振興並びに治山事業への貢献と促進が期待でき、森林資源の持続、地元林業の活性化に寄与できるものとなる。

また、発電燃料には建築廃材は使用せず生木屑チップのみを使用しており、排出される焼却灰のうち飛灰については、将来的に土壌改質材、路盤材の原料及び埋め戻し材としての再利用を視野に入れ、完全なリサイクルを可能にした事業を目指している。

なお、焼却灰については、「環廃産第1306282号 平成25年6月28日^{*}」においてバイオマス資源の焼却灰関係の記述があり、木質チップを燃料として専焼ボイラーにて生じた焼却灰は有効活用すべきことが示されている。

「環廃産第1306282号 平成25年6月28日」は、資料編に添付した。

注釈）※：環廃産第1306282号 平成25年6月28日

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

